

天理市耐震改修促進計画

令和 8 年 3 月

目次

第1章 基本方針

1. 目的 1
2. 位置付け 1
3. 計画期間 1

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1. 想定される地震の規模 2
2. 想定される被害の状況 4
3. 耐震化の現状 6
 - (1) 住宅の耐震化の現状 6
 - (2) 多数の者が利用する建築物等の現状 7
 - (3) 耐震化施策の現状と実績 9
4. 耐震改修等の目標の設定 10
 - (1) 住宅 10
 - (2) 特定建築物 11
 - (3) 公共建築物 11

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

1. 耐震診断・改修に係る基本的な取り組み方針 12
2. 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要 12
3. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備 12
4. 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要 13
 - (1) ブロック塀等の安全対策 13
 - (2) 窓ガラス、天井落下防止対策等について 13
 - (3) エレベーター等の地震防止対策 13
5. 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定 14
6. 重点的に耐震化すべき区域の設定 14

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

1. 地震ハザードマップの作成・公表 15
2. パンフレットの作成・配布 15
3. 各種広報媒体を活用した周知 15
4. イベント等の開催 15
5. 高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローンの促進 15
6. 自治会等との連携（取り組み支援策） 15

第5章 所管行政庁との連携に関する事項 16

第6章 所管行政庁との連携に関する事項

1. 庁内での横断的な連携 16
2. 関係団体との協働による推進体制の確立 16

第1章 基本方針

1. 目的

災害に強いまちづくりを目的に、命を守るための防災対策の一つとして、日常生活において最も滞在時間の長い住宅や、不特定多数の人が利用する特定建築物、防災拠点となる公共建築物を中心とした、建築物の耐震対策に係る取り組みを策定します。

2. 位置付け

市の総合計画である「天理市総合計画」を踏まえるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき防災に係る総合的な運営を計画化した「天理市地域防災計画」及び「天理市国土強靱化地域計画」との調整を図りつつ、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下、「耐促法」という。）の規定に基づき、天理市の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下、「天理市耐震改修促進計画」という。）を定める。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災などを背景に、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成25年5月に耐震改修促進法が改正（平成25年11月施行）され、不特定多数の者が利用する要緊急安全確認大規模建築物等の耐震診断の義務化や耐震診断結果の公表などの措置を講じるよう規定されました。

このことに伴い、「天理市防災計画」、「天理市地震防災対策アクションプログラム」を上位計画とし、住宅については、県が策定している「奈良県耐震改修促進計画」との連携を図り、市内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修をより一層促進するものです。

また、平成30年の大阪府北部を震源とする地震におけるブロック塀等の倒壊被害を背景に「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令等の改正」が平成31年1月に施行され、通行障害となる建築物として、一定の長さ及び高さを超える組積造の堀に係わる事項が追加されました。

3. 計画期間

本計画は、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2036年度）までの10カ年とします。また、本計画は、5年が経過した段階において必要な見直しを行うものとします。

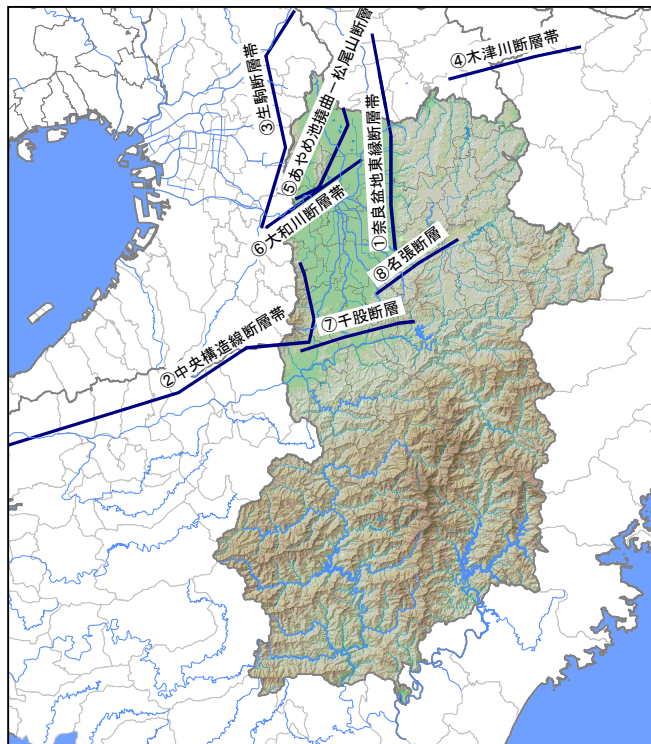
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1. 想定される地震の規模

平成16年10月に第2次奈良県地震被害想定調査検討委員会によってまとめられた「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」(以下「被害想定調査報告書」という。)によれば、地震の種類を内陸型地震と海洋型地震の大きく2つに分けて地震の被害想定を検証している。海洋型地震である東南海・南海地震は、今後30年以内の発生確率が60～70%と高く、今世紀前半の発生が懸念されているが、その被害規模は比較的小さい。

一方、活断層が活動することによって発生する内陸型地震は、同30年以内での発生確率は5%以下と低いですが、一旦発生すると被害規模が大きいと考えられている。

図1-1 奈良県周辺の活断層



(出典:第2次奈良県地震被害想定調査報)

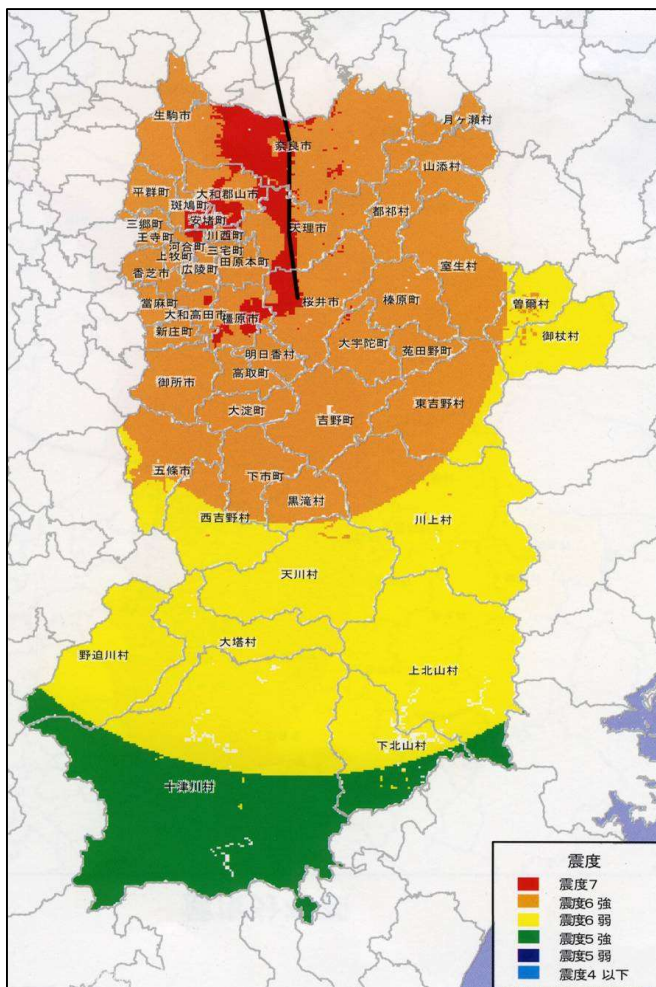
内陸型地震の想定マグニチュード

対象地震	断層長さ (km)	想定 マグニチュード
① 奈良盆地東縁断層帯	3.5	7.5
② 中央構造線断層帯	7.4	8.0
③ 生駒断層帯	3.8	7.5
④ 木津川断層帯	3.1	7.3
⑤ あやめ池撓曲-松尾山断層帯	2.0	7.0
⑥ 大和川断層帯	2.2	7.1
⑦ 千股断層	2.2	7.1
⑧ 名張断層	1.8	6.9

(出典:第2次奈良県地震被害想定調査報告書)

また、この「被害想定調査報告書」では内陸型地震で本市に近い奈良盆地東縁断層帯が震源となる大地震が起こった場合の被害想定を図2-3に示しているが、奈良県で相当な被害量が想定されており、本市においても大きな被害が予想されている。

図2-3 奈良盆地東縁断層帯による地震の被害想定



(出典:第2次奈良県地震被害想定調査報告書)

表2-2 奈良盆地東縁断層帯による地震の奈良県の被害想定

断層の長さ	35km	マグニチュード	7.5
死者	5,153人	負傷者	19,045人
住家全壊	119,535棟	住家半壊	83,442棟
建物火災(冬の夕方6時)	1,199件	避難者(1週間後)	435,074人
断水世帯(直後)	433,526世帯	停電世帯(直後)	486,436世帯
都市ガス供給支障世帯	256,903世帯		

(出典:第2次奈良県地震被害想定調査報告書)

2. 想定される被害の状況

ア 想定される人的被害

想定地震における被害想定は、表2-3のとおりである。人的被害については、災害の最も被害の大きい冬の平日午前5時（建物内人口が最も多く、建物倒壊による人的被害が大きくなる）を記載する。

表2-3 人的被害想定

(単位：人)

想定地震		死者数	負傷者数	死者+負傷者
内陸型地震	①奈良盆地東縁断層帯	434	950	1,384
	②中央構造線断層帯	290	823	1,113
	③生駒断層帯	279	819	1,098
	④木津川断層帯	213	895	1,108
	⑤あやめ池撓曲一松尾山断層	274	817	1,091
	⑥大和川断層帯	321	851	1,172
	⑦千股断層	189	967	1,156
	⑧名張断層	235	800	1,035
海溝型地震	①東南海・南海地震同時発生	0	32	32
	②東南海地震	0	19	19
	③南海地震	0	18	18
	④東海・東南海地震同時発生	0	19	19
	⑤東海・東南海・南海地震同時発生	0	32	32

(出典:第2次奈良県地震被害想定調査報告書)

イ 想定される建物被害

想定地震における被害想定では、建物被害は表2-4のとおりである。焼失棟数については最も建物被害の大きい冬の平日午後6時（火気器具の使用率が高く、乾燥・強風のため出火・延燃被害が大きくなる）を記載する。

表2-4 建物被害想定

(単位：棟)

想定地震		全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数
内陸型地震	①奈良盆地東縁断層帯	10,204	4,878	1,091
	②中央構造線断層帯	6,884	5,780	1,007
	③生駒断層帯	6,616	5,851	1,019
	④木津川断層帯	5,059	6,089	995
	⑤あやめ池撓曲一松尾山断層	6,497	5,891	1,034
	⑥大和川断層帯	7,615	5,557	1,012
	⑦千股断層	4,496	6,113	919
	⑧名張断層	5,611	5,976	973
海溝型地震	①東南海・南海地震同時発生	103	92	0
	②東南海地震	64	56	0
	③南海地震	56	50	0
	④東海・東南海地震同時発生	64	56	0
	⑤東海・東南海・南海地震同時発生	103	92	0

(出典:第2次奈良県地震被害想定調査報告書)

ウ 南海トラフ巨大地震の被害想定

令和7年3月に内閣府により発表された「南海トラフ巨大地震 最大クラス地震における被害想定」には、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波の被害想定がとりまとめられています。

この地震・津波は、次に必ず発生するというものではなく、現在の知見では発生確率を想定することは困難ですが、その発生頻度は極めて低いものです。しかし、仮に発生すれば、西日本を中心に甚大な被害をもたらすだけでなく、人的損失や国内生産・消費活動、日本経済のリスクの高まりを通じて、影響は我が国全体に及ぶ可能性があります。

なお、同想定によると、天理市における最大震度は6強と想定されています。

図1-2 南海トラフ巨大地震の規模と想定震源断層域

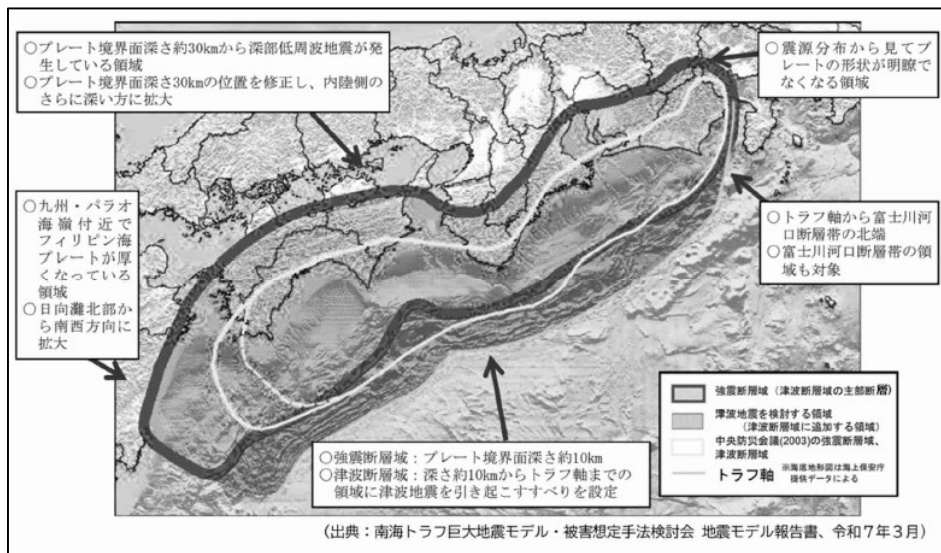


表1-3 南海トラフ巨大地震による各市町村の最大震度一覧

市町村	最大震度	市町村	最大震度	市町村	最大震度
奈良市	6強	平群町	6弱	広陵町	6強
大和高田市	6強	三郷町	6強	河合町	6強
大和郡山市	6強	斑鳩町	6強	吉野町	6弱
天理市	6強	安堵町	6強	大淀町	6弱
橿原市	6強	川西町	6強	下市町	6弱
桜井市	6強	三宅町	6強	黒滝村	6弱
五條市	6強	田原本町	6強	天川村	6強
御所市	6強	曾爾村	6強	野迫川村	6弱
生駒市	6弱	御杖村	6強	十津川村	6強
香芝市	6強	高取町	6弱	下北山村	6強
葛城市	6弱	明日香村	6弱	上北山村	6強
宇陀市	6強	上牧町	6弱	川上村	6強
山添村	6弱	王寺町	6強	東吉野村	6強

(出典：南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会 地震モデル報告書、令和7年3月)

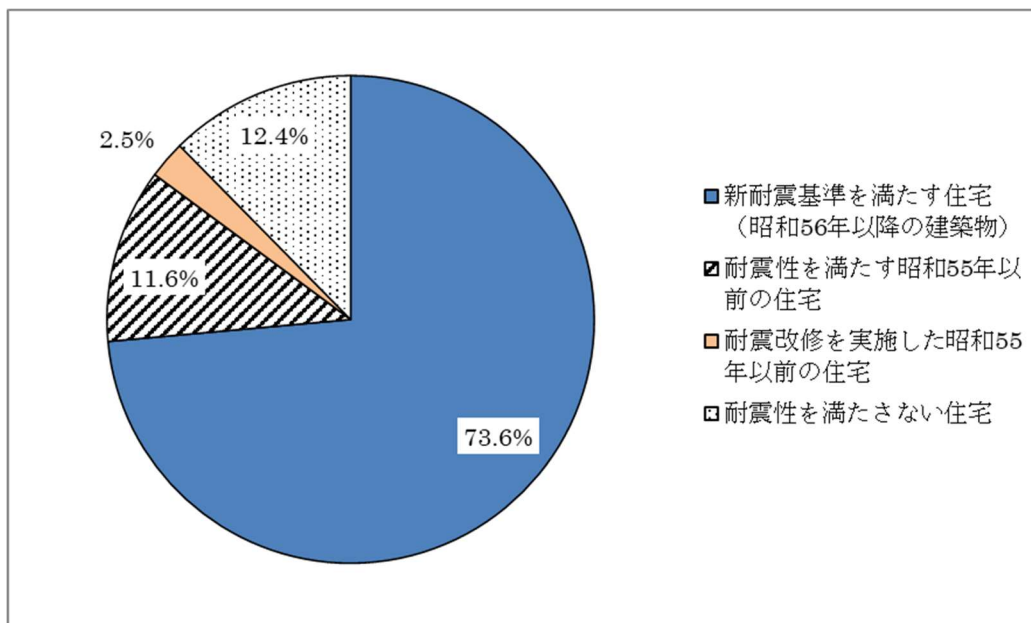
3. 耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

令和5年の「住宅・土地統計調査」によると、本市の住宅数は24710戸となっており、このうち昭和56年以降の新耐震基準に適合する住宅数は18177戸、それ以前の耐震基準に基づく住宅数が6533戸となっている。

天理市の耐震化率の現状

住宅・土地統計調査より本市の耐震化率を推計すると、次のグラフのとおりである。推計結果によると、市内の住宅のうち、既に耐震化されている住宅数は21,651戸、耐震化率は87.6%となっている。



※ 建築年代不詳の住宅戸数を按分して推計を行っているため、建築物の割合は単純集計の結果とは一致しない。

※ 耐震診断の結果耐震性能を満たす住宅については、住宅・土地統計調査により推計した。

※ 耐震改修を行った住宅戸数については、住宅・土地統計調査より推計した。

(2) 多数の者が利用する建築物等の現状

① 多数の者が利用する建築物（法14条第1項第1号）

多数の者が利用する建築物のうち、昭和56年5月以前のもは191棟あり、このうち耐震化されているものは104棟と推計される。

表2-5 1号特定建築物（民間）の状況 (単位：棟)

区分	総数① (②+③)		耐震化されている建物 ④	耐震化率 (④/①) ⑤
	新耐震 ②	旧耐震 ③		
昭和55年以前	191	0	104	54.5%
昭和56年以後	197	197	197	100.0%
合計	388	197	301	77.6%

(令和2年10月 奈良県、市町村の調査結果より推計)

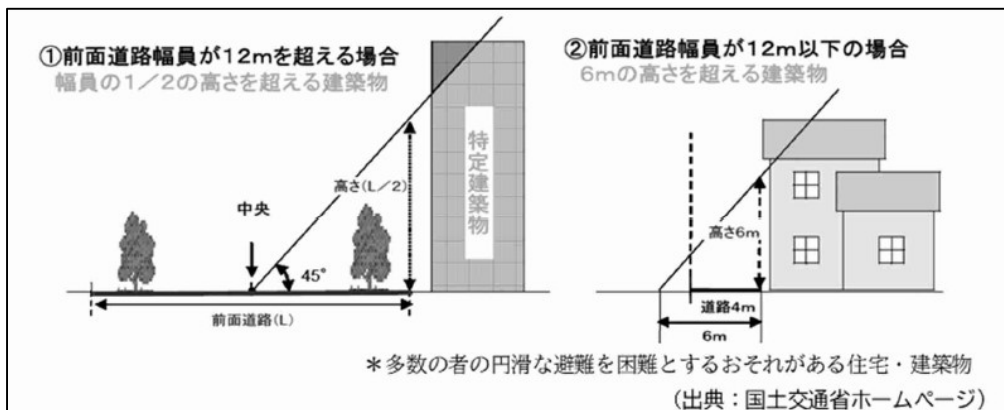
② 危険物の貯蔵または処理場の用途に供する建築物（法14条第1項第2号）

昭和56年5月以前に建築されたものが6棟となっている。内訳は、ガソリンスタンドが1棟、その他危険物が5棟となっている。

③ 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物（法14条第1項第3号）

1) 該当基準

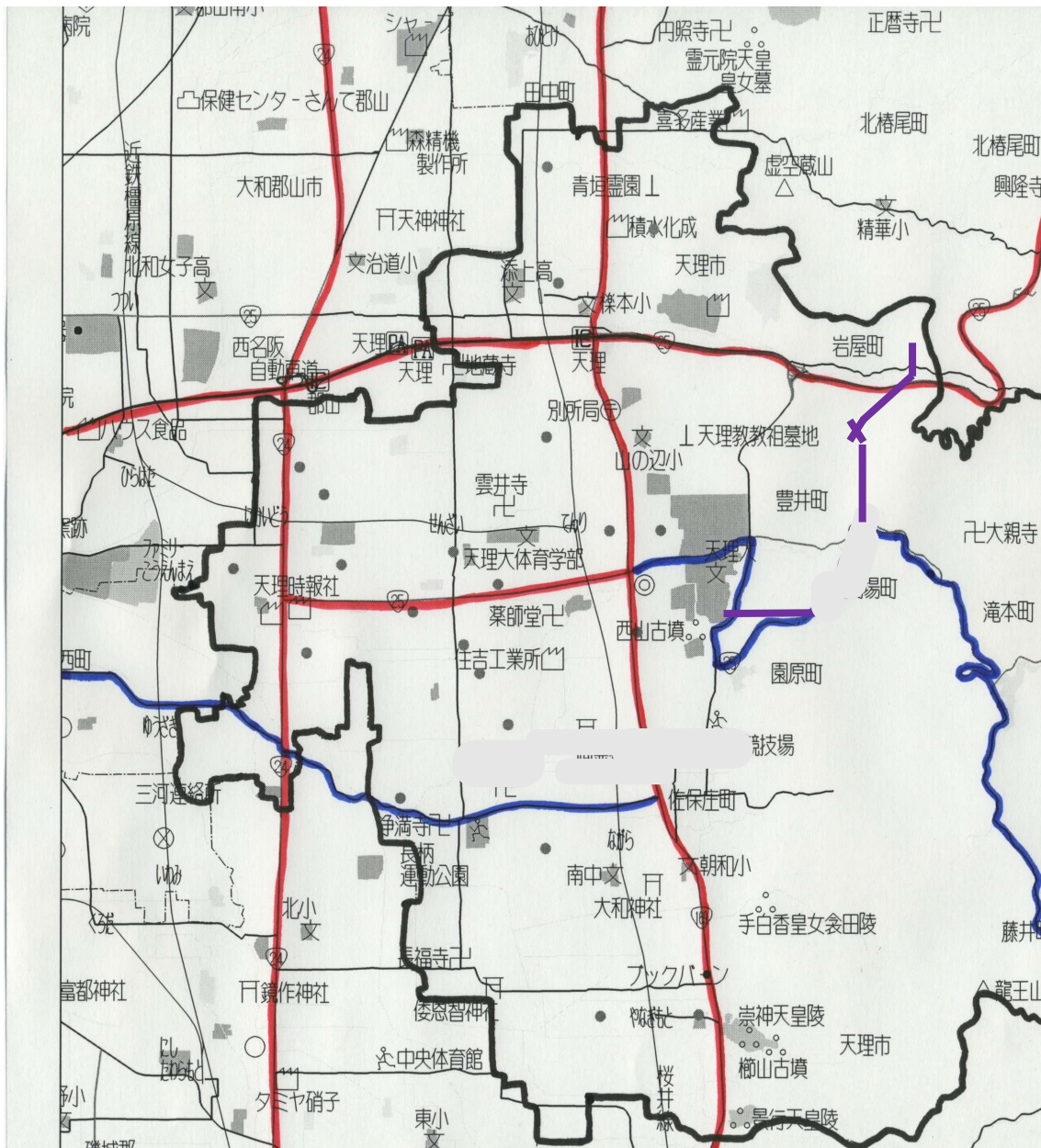
■ 道路を閉鎖させるおそれのある建築物の該当基準



2) 現状

南海トラフ巨大地震に備え、県外から支援を受ける路線や防災拠点にアクセスする路線強化のため、令和7年3月に奈良県緊急輸送道路ネットワークの見直しが行われた。この見直しに伴い、県が定める緊急輸送道路の沿道で、地震時に道路閉鎖の可能性のある建築物のうち、昭和56年5月以前に建築されたものが33棟となっている。

■ 緊急輸送道路



- 第1次緊急輸送道路
- 第2次緊急輸送道路

④ 公共建築物（市有物件）

市有特定建築物はすべて耐震性を満たしている。

(3) 耐震化施策の現状と実績

平成18年度より市全域において、昭和56年5月以前に建築された木造戸建の個人住宅を対象として、所有者の申請により、本市から耐震診断員を派遣する「既存木造住宅耐震診断支援事業」を実施している。

また、平成21年度からは、昭和56年5月以前に建築された木造戸建の個人住宅を対象として、耐震改修工事費用の一部を補助する「既存木造住宅耐震改修工事補助事業」を実施している。

表2-8 既存木造住宅の耐震診断・耐震改修の実績 (単位：戸)

年次	耐震診断		耐震改修	
	募集	実績	募集	実績
平成18年度	30	30	-	-
平成19年度	30	30	-	-
平成20年度	30	27	-	-
平成21年度	10	6	2	1
平成22年度	10	6	2	1
平成23年度	10	9	4	4
平成24年度	20	25	10	5
平成25年度	20	9	8	2
平成26年度	20	8	6	0
平成27年度	20	11	4	0
平成28年度	15	7	2	1
平成29年度	15	1	2	2
平成30年度	8	5	2	2
平成31年度(令和元年度)	8	6	2	0
令和2年度	8	2	2	0
令和3年度	8	3	2	0
令和4年度	8	1	2	0
令和5年度	8	7	2	0
令和6年度	8	8	2	1
令和7年度	8	8	2	0
合計	299	209	54	15

4. 耐震改修等の目標の設定

(1) 住宅

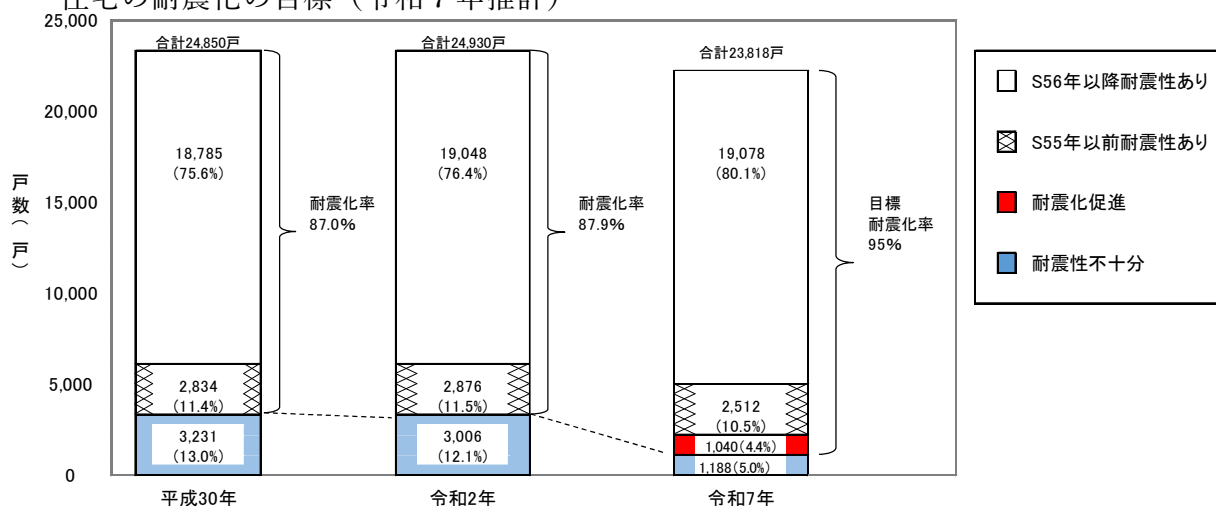
阪神・淡路大震災においては、犠牲者の約9割が建築物や家具等の倒壊・転倒による圧迫死によるものであった。本市においては、住宅の倒壊による犠牲者の発生をできる限り減少させるため、住宅の耐震化率について、次のように目標を定める。

住宅の耐震化率：95%（令和17年度末まで）

なお、目標を達成するにあたり、以下を考慮して施策を推進する。

- ・将来の住宅戸数の予測と建物の更新状況により、将来の耐震化率を推計すると、令和7年度には、約91%となる。
- ・目標達成のためには、残り約4%（約1,000戸）について耐震改修、建て替え等の耐震化の促進を図る必要がある。
- ・平成30年の住宅・土地統計調査（奈良県数値）に基づく推計では、昭和56年以前の木造戸建て住宅のうち耐震性が不十分なものの割合が72%、同じくその他共同住宅等のうち耐震性が不十分なものの割合が26%と木造戸建て住宅の割合が高いことや、平成30年住宅・土地統計調査によると、天理市においても昭和55年以前の住宅の約78%が戸建て住宅と推計されることから、戸建て住宅の耐震化の促進に注力するものとする。
- ・昭和55年以前に建築された戸建て住宅は築40年以上が経過し、今後、建て替えが進むと考えられることから、耐震改修に加え、建て替えも視野に入れた耐震化を促進することとする。
- ・また、伝統的民家等の耐震化については、魅力や趣のあるまちづくり、地域づくりに即した方法で推進していくことも重要である。

住宅の耐震化の目標（令和7年推計）



（住宅・土地統計調査より推計）

(2) 特定建築物

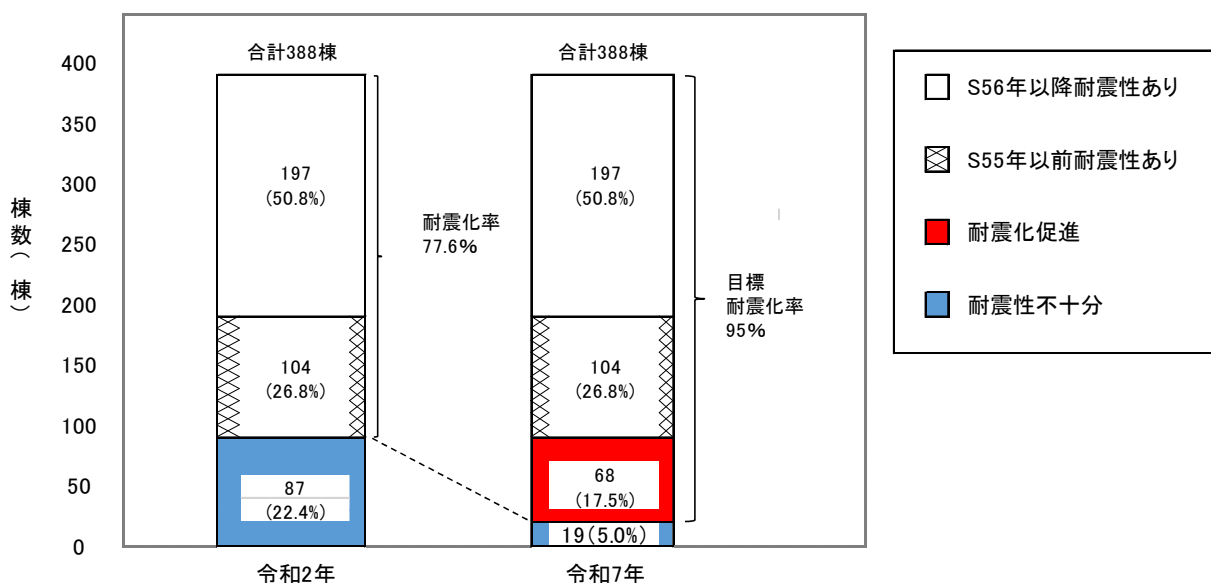
特定建築物の耐震化の現状、これまでの本市の取り組み、県の耐震改修促進計画、国の基本方針を踏まえて、地震による人的被害及び経済被害を減災させるために、多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）の耐震化率を令和17年度までに95%にすることを目標とする。

なお、目標を達成するにあたり、次のようなことを考慮して施策を推進する。

- ① 奈良県と連携し特定建築物の用途や立地条件を踏まえた耐震化促進を、効率的・効果的に図っていくこととする。
- ② 耐震化の重要性・必要性について普及・啓発、耐震化を支援する施策を一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図るものとする。

耐震化率95%を達成するため、民間の1号特定建築物については、令和2年～7年の5年間で68棟の耐震化が必要であると推計できることから、年間13～14棟の耐震化が行われることが目標となる。

多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）（民間）の耐震化の目標



(令和2年10月 奈良県、市町村の調査結果より推計)

(3) 公共建築物

公共建築物は、その平常時の公共性の大きさに加え、地震災害発生時等の非常時においても防災拠点や復興拠点として活用される可能性が高いため、令和7年度末の目標耐震化率を100%と定める。

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

1. 耐震診断・改修に係る基本的な取り組み方針

本市は、これまで災害対策基本法等に基づき、天理市地域防災計画等を策定し、地震対策を推進してきた。しかし、平成7年1月17日に突然発生した阪神・淡路大震災は、改めて大地震の脅威を認識させるとともに地震対策に対する貴重な教訓をもたらした。大地震による災害から市民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめるためには、行政はもとより市民一人ひとりが自発的かつ積極的に防災の役割を果たしていくことが極めて重要であり、市民は「自らの命は自ら守る」（自助）「自らの地域は皆で守る」（共助）という地震対策の基本に立ち、家庭や事業所における地震対策、地域における住民相互の協力による防災活動を行う必要がある。

これらを踏まえ、本市の既存建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に進めていく。建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。新基準建築物についても、構造種別に応じた法改正、告示基準の制定がなされており、建築物の安全性の確保が求められている。国・県の動きに呼応し、市民の安全・安心に向けた対策を推進し、さらなる建築物の安全性の確保に取り組む。

2. 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要

耐震診断員を派遣する「既存木造住宅耐震診断支援事業」及び、所有者が行う耐震改修工事に要する費用へ補助を行う「既存木造住宅耐震改修支援事業」を引き続き実施します。

令和3年度から令和7年度までに、上記の耐震診断支援事業の利用は27件でした。応募が低調な年があったものの、令和6年能登半島地震の影響もあり、直近では多くの応募を受けています。今後もこの応募状況が継続するよう、効果的な啓発・広報を実施していきます。

一方、耐震改修に関する支援事業の応募件数は、直近5年間で1件のみとなっており、十分に活用されていない状況です。耐震改修に至らない要因のひとつとして、近年の物価高騰が挙げられるため、令和8年度より補助金額を拡大します。

なお、平成12年5月までに建築された木造住宅への対象拡大にあたっては、市内の実態や市民からの要望を考慮し、その必要性について検討します。

3. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

建物所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備に取り組めます。特に「だれに相談すればよいか」「だれに頼めばよいか」「工事費用は適正か」「工事内容は適切か」等の耐震化に取り組む方の不安を解消することが必要です。本市においては、円滑に耐震診断及び耐震改修の相談が

行えるように、相談窓口を設置しています。

4. 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策、天井の落下防止対策、エレベーター等の閉じ込め防止対策、家具の転倒防止対策の必要性が指摘されている。このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

ブロック塀の倒壊対策、窓ガラス・天井の落下防止対策、エレベーター等の閉じこめ防止対策等の総合的な安全対策については、防災点検等における指導の徹底を図り、市の広報紙・パンフレットの作成と配布等による啓発活動を行う。

また、地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減を図るため、がけ地近接等危険住宅移転事業及び住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等の活用を促進し、敷地の安全対策を推進する。

(1) ブロック塀等の安全対策

平成30年に発生した大阪北部地震を踏まえ、倒壊による道路の閉塞や歩行者に危害を与える恐れのあるブロック塀等の組積造の塀については、耐震性が確保されていることが必要です。耐震性が不十分なブロック塀等について、倒壊による災害を未然に防止するために、既存塀の改修も含め、県や建築関係団体と連携して、ブロック塀等の耐震性向上の促進を図っていく。

(2) 窓ガラス、天井落下防止対策等について

人の通行が多い沿道に建つ建築物や避難路沿いにある建築物の窓ガラスの地震対策や外壁に使われているタイルや屋外広告物等の落下防止対策、また大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策等について、建築物の所有者、管理者等に対し安全対策措置を講じるよう、啓発・指導を図っていく。

(3) エレベーター等の地震防止対策

建築基準法によるエレベーター等の定期検査の機会を捉え、現行指針に適合しないエレベーター等について、

- ① エレベーター等の耐震安全性の確保
- ② 地震時管制運転装置の設置
- ③ 脱落防止対策の徹底
- ④ 閉じこめが生じた場合に早期に救出できる体制整備
- ⑤ 平時における地震時のエレベーター等の運行方法等の情報提供や地震時の閉じ込めが生じた際における乗り場等での適切な情報提供など、地震時のリスク等を建物所有者に周知し、耐震安全性の確保の促進を図っていくものとする。

また、平常時から乗り場等における掲示、地域の防災訓練の活用等により地震時のエレベーター等の運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などについて利用者に周知する。

5. 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

地震に伴う倒壊等による被害を減少させる観点から、優先的に耐震化に着手すべき建築物を設定する。

ア 住宅については、旧基準建築物の木造住宅の過去の地震における被害状況、新基準建築物の構造種別に応じた法改正、告示基準の制定、耐震改修促進法改正等を踏まえ、全ての住宅を「重点的に耐震化を図る建築物」とする。このうち旧基準建築物に該当する木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

イ 1号特定建築物については多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要があること、2号特定建築物については危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから全ての特定建築物を「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

このうち、地震が発生した際に応急対策活動の拠点となる災害対策本部となる本庁舎、並びに警察及び消防の庁舎、医療活動拠点となる病院・診療所、避難収容拠点となる学校、要介護施設である社会福祉施設等その他の防災上重要な建築物については、「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

また、耐震改修促進法の改正を踏まえ、地震発生時の建築物の倒壊による周辺市街地への影響や人的被害発生懸念等から、不特定多数が利用する要緊急安全確認大規模建築物等についても、「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

ウ 特定建築物に該当しない市有建築物についても、市民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

6. 重点的に耐震化すべき区域の設定

奈良県の全域が、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域内にあることから、市域全体を重点地区とする。また、人口集中地区（D.I.D）や密集市街地、緊急輸送道路や避難路沿道等を早急に対応すべき地区とする。

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

1. 地震ハザードマップの作成・公表

地震ハザードマップは、地震による被害の発生見通しと、避難方法等に係る情報を住民にわかりやすく事前に提供することによって、平常時から防災意識の向上と、住宅・建築物の耐震化を促進する効果が期待できます。このため本市は、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップを作成、公表しています。

2. パンフレットの作成・配布

耐震診断・改修に関する事業の促進に資するためのパンフレットを作成・配布し、各種補助制度の普及啓発に努め、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について啓発していきます。

3. 各種広報媒体を活用した周知

広報紙、ホームページ、SNS等を活用し、広く市民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施します。

4. イベント等の開催

県や各種団体と協力し、講演会や相談会、パネル展等を実施します。

5. 高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローンの促進

令和6年度補正予算により新設された「リ・バース60耐震改修利子補給制度」により、令和8年3月現在、耐震改修を含むリフォームについて、独立行政法人住宅金融支援機構と提携する民間金融機関が提供する高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン「リ・バース60」において、無利子又は低利子での貸付を行うことが可能です。年金生活者や収入の少ない高齢者にとって、住環境の維持・改善のために利用できることから、所有者への情報提供・普及啓発に努めます。

6. 自治会等との連携（取り組み支援策）

地震防災対策では、「自らの地域は自ら守る」という共助の考え方に立ち、地域としての耐震化への取り組みが重要です。自治会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時における地域の安全対策や耐震化促進の啓発活動を担うことが期待されます。自主防災組織の育成や地域に密着した専門家の育成など、地域防災力の向上を目指す取り組みを支援していきます。

第5章 所管行政庁との連携に関する事項

建築物の耐震化の促進を図るためには、効果的な指導を行っていく必要がある。そのため、所管行政庁である県と十分連絡調整を行い、連携を図りながら指導等を進めていく。

第6章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1. 庁内での横断的な連携

本市における防災、学校、社会・児童・障害福祉、社会教育、公営住宅等を所管する部局等と横断的な連携をとることにより、全庁一体となって市有建築物の耐震化を推進する。

2. 関係団体との協働による推進体制の確立

県、市、関係機関及び建築関係団体等で組織する「奈良県住宅・建築物耐震化等促進協議会」を活用しながら、耐震化への取り組みの情報交換等による連携を行い、建築物の耐震化を推進する。